

(結果は、訴えの却下の判決) (大谷前掲『近代日本の日蓮主義運動』七五―八一頁参照)。

(26) 拙稿「近代日本における仏教批判と仏教側の対応——松村介石と本多日生の論争に着目して——」同朋大学人文学会編

『同朋文化』第一〇号、二〇一五年参照。

(27) 田中前掲『日蓮主義教学大観』一八一―一五頁。

(28) 同前、一三六―三頁。

(29) 同前、一三六―四頁。

(30) 近代日本における「仏教の哲学化」と井上円了に関しては、碧海寿広『入門 近代仏教思想』筑摩書房、二〇一六年に詳しい。

戦時下における日蓮門下と「不敬」問題

——抑圧と抵抗の意義——

はじめに

一九三二年(昭和六)十月一日、日本軍の中国侵略の契機ともいえる満州事変から二週間も経たないうちに、天皇直筆の「立正」と書かれた勅額が日蓮宗各派に下賜され、身延山久遠寺境内の日蓮の祖廟の前において、荘厳な拝戴式が行われた。勅額の授与に象徴されるように、明治以降、十五年戦争の勃発に至るまで、特に国柱会の田中智学(一八六一―一九三九)や顕本法華宗の本多日生(一八六七―一九三二)などの近代日蓮主義者の活動によって日蓮宗は国家を大いに支える集団としての評判が確立された。勅額の授与には大陸における大規模な軍事衝突の準備が始まろうとする時期に、日蓮宗が引き続き国民を善導してくれるであろうという期待も含まれていたに違いない。

しかし、それから一年が経たないうちに、日蓮の思想中、反逆的な要素が明るみに出始め、政府、右翼、報道陣などもそれに対し「不敬」の刻印を押し、糾弾した。もちろん戦時下に抑圧を受けた宗教教団は日蓮宗諸宗派に限らなかった。しかし日蓮宗の場合、終戦まで続いた弾圧はその根本教義と本尊にも脅威を与え、教団に解散の危機までも

ジャクリーン ストーン
Jacqueline I. STONE

たらした。何人かの信者が逮捕、投獄され、管見の限り、獄死したものは少なくとも五人にのぼる。国体賛美で特に名声を確立した日蓮仏教がなぜそのような迫害にあったのか。本稿では先徳の研究を踏まえ、出来事の複雑な展開を簡略にまとめ、最後に自分の考察を少し加えたいと思う。⁽¹⁾

一 遺文削除問題

宗内において「昭和法難」としても知られる戦時下の日蓮教団に対する抑圧は大まかに三つの深く絡み合った側面から展開しており、その一つ目はいわゆる日蓮の「遺文削除問題」であった。一九三二年、更に一九三四年、内務省警保局は龍吟社、そして平楽寺書店という二つの出版社に対して日蓮遺文またその講義集から「皇室の尊厳を傷付けるがとき」文句・文章の削除を厳命した。一九三四年には、極秘であったはずの命令が『東京日日新聞』に流出し、扇情的な大見出しで報じられた。

それまで日蓮宗と政府との間には緊密な関係にあったため、両者ともお互いそれぞれ裏切られたと感じたようである。しかし、日蓮宗当局の内務省の行動に対する明らかな驚きから、日蓮の近代国家主義的解釈がどれほど宗内にも深く定着し通念となっていたかを垣間見ることができる。事実、日蓮の遺文の中には世間的権威は全て法華経に明らかに従属させられ、以下のように、戦時下の風潮の中で天皇及び国神に対する冒涇として解釈されやすい文章が少なくない。

王地に生まれたれば身をば随へられたてまつるやうなりとも、心をば随へられたてまつるべからず。⁽²⁾

日本秋津嶋「の王」は四州の輪王の所従にも及ばず、但嶋の長なるべし。⁽³⁾

天照太神・正八幡などと申すは此國には重んずけれども、梵・釋・日月・四天に對すれば小神ぞかし……「日蓮は」教主釋尊の御使いなれば天照太神正八幡宮も頭をかたづけ、手を合せて地に伏し給ふべき事也。⁽⁴⁾

政府の検閲請求に直面した日蓮宗当局者は、東京帝国大学の姉崎正治教授と山田三郎教授、海軍の英雄・佐藤鉄太郎中将と国社会の日蓮教学専門家・山川智応の高名な四人のチームを作り、文部大臣との交渉に派遣した。その結果、政府からの削除命令を見合わせる代わりに日蓮宗側は「宣伝的な性質の出版物」には日蓮遺文の中から、国体や皇室に対する誤解を招きやすい文句を引用しないと約束した。つまり、自己検閲の方針を採用した。これ以降終戦まで、日蓮宗の宣伝的出版物だけではなく学術論文に至るまで、伏字の使用による自己検閲が行われた。⁽⁵⁾

二 大曼荼羅不敬事件

二つ目の弾圧側面は日蓮宗の本尊に対する攻撃であった。その始まりは兵庫県の神職会会長・徳重三郎が日蓮の曼荼羅本尊を速やかに禁止すべき趣意のパンフレットを各大臣、両議院の代表、全国の市長、裁判所検事局、軍部などに提出したことにあった。日蓮図頭の大曼荼羅にはその中央に法華経の題目・南無妙法蓮華経が縦書きで、左右には十界の衆生を象徴して法華経の会座における聴衆の名前が文字で書かれている。徳重は勧請された国神——つまり、天照大神と応神天皇の神格化である八幡大菩薩——が大曼荼羅の下部に座配され、「南無妙法蓮華経が天照大神を足元に踏みつけているようで、大変な冒涇である」と非難した。これは決して新しい批判ではなく、百年以上前にも平田

篤胤（一七七六—一八四三）がその『神敵二宗論』に同様な非難を日蓮宗に対して向けたことがある。一九三七年（昭和十二）、徳重は日蓮曼荼羅を不敬とし、神戸地方裁判所検事局に起訴した。検事局は却下したが、徳重の告発は広く注目をあび、政府及び一般国民に日蓮宗の曼荼羅や教義に対する疑問を抱かせるに十分であった。⁽⁶⁾

同じく一九三七年、文部省から、本門法華宗の『教義綱要』という学林用の教科書から皇祖神・天照大神に対する冒瀆とされる文句の削除を要求された。問題とされたのはその本文中、本門法華宗の門祖・慶林坊日隆（一三八五—一四六四）が大曼荼羅に勧請された天照大神について説明した「内證に随へば仏菩薩の二界に攝すべく、現相を以て之を云はば鬼畜に攝すべし」という引用箇所である。⁽⁷⁾この問題はいわゆる「鬼畜事件」として急速に広がり、一気に関心を集めた。その背景には、自分の宗派の当局者に対して何らかの不満を抱いていた本門法華宗内部の僧、北田秀達が故意に『教義綱要』の問題点に原理日本社の右翼団体の指導者・養田胸喜（一八九四—一九四六）の注目を向けさせたことがある。リベラルや左派の学者を日本から排除しようとしていた監視団体のリーダーである養田は日蓮宗に対して特別な敵意を抱いていた東条英機とその軍閥と緊密な関係を持っており、そちらからの後押しもあったかもしれない。⁽⁸⁾いずれにせよ、養田は、国神は法華経に説かれた常住の釈尊の仮の垂迹に過ぎないともいうような、日蓮の神観念を大不敬とし、日蓮門下から憲法上定められている信仰の自由の保証を剥奪し、その教団も解散すべき旨を記した二編のパンフレットを一九三七年と一九三八年に作成し、配布した。

三 抑圧の増大

養田などの右翼によるリベラル思想に対する糾弾の余波で起きた国体明徴運動の過程で、国家イデオロギーは天皇の尊厳、国体の絶対性の方向に突き進んでいく。一九三九年（昭和十四）に公布された宗教団体法は反国体的とみな

された活動に関与した宗教団体の認可を取り消す権限を文部省に与えた。文部省は、新しい法律下での承認審査プロセスの一環として、日蓮宗に対して日蓮遺文から「不敬」とされた文章を全部削除するばかりではなく、教義そのものを「神本仏迹」、「国主法従」という、仏を神に、そして仏法を国家に従属させるような立場への全面的改正、そして大曼荼羅からの国神抹消も切迫的に要求した。これらの経緯から、曼荼羅に対する批判の核となるのはもはや天照大神が低い地位で座拜されていたことだけではなく、より根本的に、国神が仏教原理の一機能・仮の姿として勧請されていることであつたと分かる。神仏分離の時代と同じように、本地垂迹説は一つの異端とされた。

文部省の要求は日蓮門下教団の中に存在していた過激派の右翼グループを力づけ、振起させた。そのグループの一つに一九三八年、日蓮宗内に結成された皇道仏教行道会が挙げられる。行道会は法華経と国体とは同じものであり、大曼荼羅に凶顕されたのは常住の本仏の世界ではなく、天皇と国民が一体となった姿であると主張した。一九四〇年には行道会の活動に誘発された宗内派閥闘争は最高潮に達し、行道会は文部省に日蓮宗門内及び立正大学内に流布している反国体・不敬思想十二項目を挙げた提出書を文部省に送り、その取り締まりを要請した。⁽⁹⁾

一九四一年（昭和十六）頃から日蓮宗に対する政府と世論の圧力が急速に高まる。三月から、右翼の新聞『皇道日報』は日蓮を国体叛逆の思想家とし、その曼荼羅は全部焼き捨て、国中の日蓮像も全て破壊し、日蓮門下教団は解散すべしと、強烈的な攻撃の記事を連載した。⁽¹⁰⁾そして四月には、本門法華宗の僧六人が不敬罪の容疑で逮捕された。その中には、「鬼畜事件」の元となった『教義綱要』の著者・荻谷日任とその改正に関わった株橋論秀もいた。この二人は裁判を待つ間、ほぼ一年間独房に監禁され、その判決は最終的には大審院まで持ち越された。⁽¹¹⁾六人の検挙以降、明治初期の廃仏毀釈の時と同様に、所有の曼荼羅を隠したり、天照・八幡が配された箇所を紙で覆ったりする日蓮寺院もあった。⁽¹²⁾日蓮宗当局者は政府の要請に応じ、繰り返し審議会を行い、多数の反対意見にも関わらず、結局、大曼荼羅から国神を取り除き、四百余篇の日蓮遺文の中から僅か七十余篇を選び、さらにその中から二百八箇所を削除した

修正版のみを発行するという、辛い決断に至った。⁽¹³⁾ 文部省はこの苦渋に満ちた提案も、そしてその次の修正提案も不十分とみなして拒否し、その後も複雑な交渉が展開した。宗門の当局者は審議会、問題の検討を遅延戦術のひとつとして巧みに採用し、尽力したが、結局、予定された日蓮遺文の削除修正版発行の現実化を防いだのは急迫した戦況の深刻化であった。

四 神社礼拝の問題

最後の三つ目の弾圧の側面として、日蓮門下の神社礼拝に関する態度が非難の対象となったことが挙げられる。法華経は主君、神は法華経を守護する所従、家来であるという日蓮の教義に従い、大曼荼羅から独立した形で神を拝むことを禁じており、神社参拝や伊勢神宮の遙拝、大麻受領を拒否した教団もあった。その点で特に厳しい佛立講や創価教育学会は入信するメンバーには日蓮の曼荼羅を家に安置する前に「謗法払い」、つまり、日蓮と関係ない本尊や仏具、神具などを捨てるよう、要求していた。昭和十年代に入り、伊勢神宮の大麻を拝受することが国民の義務のように期待されるようになったため、当然衝突が起こった。逮捕された創価教育学会会長・牧口常三郎が特高に尋問された際、自分の指示で伊勢大麻などの神札を焼失した学会メンバーが五百人以上にのぼると正直に答えた。⁽¹⁴⁾ 牧口の獄死は有名であるが、彼に限らず、一九四五年、さらに法華宗三人が神社参拝を拒み、検挙された。そのうちの二人は広島市に留置され、原爆投下の際に死亡した。⁽¹⁵⁾

ここまで述べた概要から分かるように、戦時下の宗教団体に対する抑圧は統制された国家から一方的に加えられたものと捉えられるほど単純なものではなかった。省庁関係者だけでなく、特別高等警察（特高）、検察、神社当局、報道陣、また糞田胸喜のように単独で活動する者も含め、日蓮宗に対して検閲を要求した。さらに、日蓮門下教団の

中にも派閥的権力争い、個人的不満、誠実なイデオロギー的信念からなど、様々な動機により自分の宗教教団の「不敬罪」について政府からの取り締まりを強く求めたグループや各個人も抑圧の一翼を担ったといえるであろう。

五 抵抗した日蓮信者

その一方、日蓮門下は日蓮遺文・曼荼羅削除の要求に対して強い抵抗を示した。国柱会の山川智応は九〇ページ程度の『御本尊御遺文問題明辨』を発行し、色々な角度から日蓮遺文を弁明した。例えば、中世思想の観点からみて日蓮の遺文に「不敬」な点はなく、もし不穏とされた文章が削除されたら、日本国体がまだ明徴されていない暗黒時代の歴史的記憶を抹殺することになると述べた。また、宗教的検閲は憲法違反で、日蓮を不敬と攻撃すること自体、逆に国民に信仰の自由を下賜した明治天皇に対する不敬となると主張。大曼荼羅については国神勸請は日本こそが常住の積尊の本国土であるという証明になると、独創的な解釈で曼荼羅の修正に反対した。⁽¹⁶⁾

活発に抵抗を示したのは山川のような日蓮教学専門家だけではなかった。内務省から発行された特別高等警察の記録『特高月報』には、日蓮宗各派の一般僧侶及び信者による抗議活動が列挙されている。その一つに抗議文が各省庁に殺到したことが挙げられる。大分県の日蓮宗僧侶・大堀行順は各大臣、重要新聞社、日蓮宗派各管長などの有力者百余名に、遺文、曼荼羅削除反対の宣言書を送った。その中で、日蓮の「日本の柱・眼目・大船とならむ」という、有名な三誓願を挙げ、日蓮聖人を悪口し、その遺文を削除することは「日本の柱を削り、日本の目をくちり、日本の大船に穴をあける」行為にほかならないと戒めた。また、山口県竹田三之介は日蓮信者百余名と結束し、東条英機首相を初め各大臣などに日蓮曼荼羅の国神削除抗議宣言書を提出し、全国的に日蓮各派の信者に呼びかけ反対運動を展開しようとした。その宣言書の中で、国民が心をつにすべき未曾有の大困難に直面している今こそ、日蓮の教

義や曼荼羅を攻撃することは国内の不和を招く「魔手にまどわされ」た行為であるとして厳しく非難した。¹⁷⁾ これらの例が示唆するように、多少の例外はあっても検閲に対する抗議は戦争自体への反対を意味しなかった。抗議に共通する一つのテーマは日蓮の教えた通り、法華経の正法を基盤にして初めて国が守られ、その正法の誹謗を許す国は必ず滅するということであった。それを雄弁に語る例として、荻谷日任と株橋諦秀に対し裁判長が不敬罪の判決に対する上訴取り下げを求め、「一仏教家として教義の尊重もよいが、もっと大きい立場から日本人として出直すよう」と叱責した際、二人は日蓮の教えた仏と神との正しい関係を明確にすることこそ国体明徴となり、それがはっきりしなければ、戦争は聖戦としての意味をなくし、仏国土であるべき大東亜共栄圏も無駄になり、敗戦亡国となってしまうと主張し、そのため「真の日本人として」上訴する以外に選択はないと答えた。¹⁸⁾

おわりに

なぜ日蓮仏教が特に不敬罪の集中非難の的とされたのか、まさに、この刈谷と株橋のような信念に理由があるのでないか。よく知られるように、明治以降、仏教は「宗教」と定義されてきた。この場合の「宗教」とは西洋のプロテスタント教を模倣して個人のプライベートな信念とし、包括的な世俗空間から分離された内なる私的領域に限定されたものを意味した。その結果、それぞれの個人の内なる世界において信仰の自由が保証されると同時に、宗教教団は公的領域である国家に関わることができなくなるという、明治当局者の宗教政策上大変便利な宗教定義となった。しかし、末木文美士氏が最近指摘した通り、その宗教定義は全ての仏教各宗に当てはまるわけではない。真宗や禅宗などは何とかこの定義内に収まることのできるかもしれないが、法華経の弘教によってこの世を理想的な仏国土に転換することを基本的な目標とし、内面的な領域に留まらず、外側へ際限なく拡大しようとする日蓮の仏教には

どうしても適合しない。¹⁹⁾ 戦後の日本仏教研究は戦時下のスローガンをもって日蓮の立場を「法主国従」、「仏本神述」とし、国体イデオロギーを「国主法従」、「神本仏述」として両方の正反対性を強調してきた。しかし、それぞれの具体的な内容を別として、実際日蓮仏教と国体イデオロギーと、その思想構造には類似点があるように思われる。一方は妙法蓮華経、一方は大日本国体という、相異はあっても両方共に唯一絶対的な真理を保ち、その真理を基盤にして全人類を救って統一し、文化・政治・人間活動の全体を活かして理想的な世界を達成し展開していこうとする根本信念がある。近代日蓮仏教の観点からすると、日本国体は法華経を基盤として初めてその本来の意義と価値を示すわけである。それを前提とし、日本帝国の拡大は法華経を世界へ流布するための一つの手段として受け入れられる余地があった。しかし、国体の信奉者達は同じように日蓮思想を包摂することができなかった。彼らにとって日蓮思想は適切とされた宗教境界を超えたばかりか、人類の統一と向上を目指すという、類似した根本信念がありながら、それは間違った原理に立脚しているため、自分達の国家プロジェクトから逸脱した異端の存在としか捉えられず、不敬として糾弾する以外になかったのである。

註

- (1) 日蓮宗の諸宗派に対する戦時下の抑圧を知るための主な資料は山川智応『御本尊御遺文問題明辨』(以下「明辨」、信人社、一九三八年)、小笠原日堂『曼荼羅国神不敬事件の真相』(以下、「真相」、本能寺出版部、一九四九年、一九八四年再版)、株橋諦秀「曼荼羅不敬事件の真相」『大法論』第八号、一九六九年)等を参照されたい。日本政府の記録に司法省刑事局「日蓮宗各派の思想傾向と本門法華宗鬼畜問題の経緯」『思想月報』第八〇号、一九四二年一月、「現代日蓮宗の諸運動と皇道日報の日蓮宗打倒運動」(同第八六号、一九四一年八月)、内務省警保局保安課「特高月報」(原書名「特高外事月報」)昭和五年三月、昭和十九年十二月(政経出版社、一九七三年)等がある。アメリカ占領資料として Woodard, William P., "The Wartime Persecution of Nichiren Buddhism," *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, third series, vol. 7, 1959 参

照。
 代表的な先行研究に石川康明「日蓮門下教団と「不敬」問題——日蓮遺文及び曼荼羅勧請の天照八幡「不敬」を中心に」〔現代宗教研究〕第九号、一九七五年、「日蓮遺文削除と国神勸請問題」〔中濃教篤編「戦時下の仏教」国書刊行会、一九七七年〕、小野文琬「昭和日蓮不敬事件」について」〔大崎学報〕第一四八号、一九九二年、「昭和日蓮不敬事件」考〔浅井田道先生古希記念論文集刊行会編「日蓮教学の諸問題」平楽寺書店、一九九七年〕、大平宏龍「戦時体制下の日蓮門下——曼荼羅国神不敬事件と天皇本尊論」〔西山茂責任編集「シリーズ日蓮」第四巻「近現代の法華運動と在家教団」春秋社、二〇一四年〕等がある。

- (2) 「選時抄」〔立正大学日蓮教学研究会編「昭和定本日蓮聖人遺文」、以下「定本」、身延山久遠寺、一九八八年〕、一〇五三頁。
- (3) 「法門可被中様之事」〔定本〕、四四八頁。
- (4) 「種種御振舞御書」〔定本〕、九七六—九七七頁。
- (5) 山川前掲、二—四頁、石川前掲、一九七五年、六七—七〇頁、一九七七年、一五七—一六四頁参照。
- (6) 小笠原前掲、二—三頁、小野前掲、一九九二年、二七頁。
- (7) 『私新抄』〔立正大学日蓮教学研究会編「日蓮宗宗学全書」第八巻、山喜房仏書林、一九六八年〕、一—二六頁、原文は漢文。山川智応は平安・中世文献では、「鬼畜」は龍神鬼神という意味でよく使われると『明辨』で指摘（一四—一五頁）。『教義綱要』著者、改正者の裁判時、被告側弁護士は「随内證仏菩薩二界可攝」とは日蓮自身の立場、「以現相云之可攝鬼畜」とは一般世間の考え方を表現すると論じた（小笠原前掲、二二七—二二八頁）。
- (8) 小笠原前掲、四九—五〇頁。
- (9) 中濃教篤「皇道仏教行道会と日蓮集団」〔中濃編「戦時下の仏教」国書刊行会、一九七七年〕。
- (10) 小野文琬「日蓮宗抹殺建白書」をめぐって」〔大崎学報〕第一五〇号、一九九四年）、一三六—一三九頁。
- (11) この事件については、小笠原前掲の「真相」に詳しい。
- (12) 小笠原前掲、九九頁、小野前掲、一九九七年、四三一頁。
- (13) 石川前掲、一九七五年、七二—七五頁、一九七七年、一六八—一七二頁。
- (14) 『特高月報』昭和十八年八月号、一六一頁。宮田幸一「牧口常三郎の宗教運動」〔第三文明社、一九九三年〕、二二—

- 二四四頁も参照。
- (15) 小笠原前掲、一五九—一六二頁。
- (16) 山川前掲、石川前掲、一九七五年、七五—七八頁も参照。
- (17) 『特高月報』昭和十六年九月号、二七—二八頁、十月号、三二—三三頁、小野前掲、一九九七年、四三—四三三頁も参照。
- (18) 小笠原前掲、一三八—一四〇頁。
- (19) 末木文美士「伝統と近代」〔末木・林淳・吉永進一・大谷栄一編「ブツタの変貌——交錯する近代仏教」法蔵館、二〇一四年〕、三四—三四三頁。

近代仏教

第 25 号

2018年 5月

〈シンポジウム〉

- 「近代法華仏教研究の新たな展開」の趣旨 …………… 大谷 栄一 (1)
 近代法華仏教研究の成果と課題
 ——とくに二〇〇〇年代以降の研究史を中心に—— …………… 大谷 栄一 (5)
 日蓮主義研究における新たなアプローチの試み
 ——田中智学と本多日生にみる日蓮仏教の再解釈/再構築——
 …………… ユリア, プレニナ (16)
 戦時下における日蓮門下と「不敬」問題——抑圧と抵抗の意義——
 …………… ジャクリーン, ストーン (27)
 仏の消えた浄土——日蓮と近代法華仏教の距離—— …………… 佐藤 弘夫 (38)
 コメント …………… 岡田 正彦 (49)

〈論文〉

- 真理と機——仏教因果説論争から見る清沢満之の思想と信仰——
 …………… 長谷川琢哉 (54)
 BC級戦犯の「追悼」の諸相とその実質
 ——白蓮社を中心に—— …………… 片岡 英子 (77)
 戒律主義と国民道徳——宗門改革期の釈雲照—— …………… 亀山 光明 (100)
 宮沢トシの信仰——「我等と衆生と皆俱に」—— …………… 牧野 静 (126)

〈報告〉

- 吉田久一基金研究プロジェクト「仏教思想を中心とした日本近代思想史の再考」
 森岡清美『真宗大谷派の革新運動——白川党・井上豊忠のライフヒストリー』
 合評会プロジェクト、および合評会の趣旨 …………… 山本 伸裕 (146)
 森岡社会学における『真宗大谷派の革新運動』の位置づけ …… 大谷 栄一 (148)
 近代仏教史研究から読む …………… 碧海 寿広 (151)
 清沢満之と井上豊忠——近代教団史検証の指標 …………… 名和 達宣 (154)
 コンボイのライフヒストリー …………… 森岡 清美 (157)
 『近代東アジア宗教の変遷と発展 学術シンポジウム
 (近代東アジア宗教的變遷與發展學術研討會)』に参加して …………… 福井 敬 (165)

〈書評〉

- …………… (171)

〈新刊紹介〉

- 2016年10月～2017年9月 …………… 碧海 寿広 (214)

〈彙報〉

- …………… (219)

日本近代仏教史研究会